

## 第4章

## 活力とにぎわいあふれる六戸

## 1 農林業



## 現状と課題

わが国では、令和7年度に、新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしています。

本町は、特色ある農業のまちとして発展し、現在、稲作や畜産のほか、ニンニク、ナガイモ、ゴボウをはじめとする根菜類を中心とした多品目の野菜づくりが盛んに行われています。

本町ではこれまで、関係機関・団体と連携し、担い手の育成や道の駅「ろくのへ」における農産物販売体制の充実をはじめ、農業の振興に向けた各種の支援施策を積極的に推進してきました。

しかし、農業情勢は依然として厳しく、後継者不足による離農農家の増加により農家戸数が減少し、今後耕作放棄地の増加につながる可能性があります。

このため、今後は、農地集積・集約化の推進、農地や農道、用排水施設などの農業生産基盤の充実を進めながら、多様な担い手の育成・確保を図るとともに、生産性の向上や一層のブランド化、消費の拡大に向けた取り組みの推進など、多面的な支援施策を一体的に推進していく必要があります。

一方、森林は、木材等の生産をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止などの多面的な機能を持ち、人々の生活と深く結びついています。

本町では、森林整備計画において森林の有する機能を「木材等生産機能」、「水源かん養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」に分類し、適正な森林施業の実施や森林の保全を促していますが、今後とも、森林環境譲与税等を活用しながら適正な森林整備を促進し、健全な森林資源の維持・形成を進めていく必要があります。

## 主要施策

## 4-1-1 農業生産基盤の充実

- ①関係機関と連携し、整備された農業生産基盤を保全する地域ぐるみの共同活動への支援を行います。
- ②連作障害や土壌障害の防止に向け、関係機関との連携による土づくり事業の普及を図り、健康な土づくりを促進します。
- ③耕作放棄地の発生防止と解消に向け、関係機関と連携し、調査や指導等を進めます。

## 4-1-2 多様な担い手の育成・確保

- ①農地の集積の促進や経営指導の強化等により、認定農業者や生産組織の育成を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。

②研修機会の提供や子どもときからの農業体験活動の促進等により、農業後継者の育成・確保に努めます。

③関係機関と連携した新規就農者の確保対策を進めるほか、女性や高齢者の経営参画や就農環境の向上に向けた支援を行います。

#### 4-1-3 農産物の生産性の向上とブランド化、特産品開発の促進

①合理的な作付体系の確立やスマート農業※37を促進するほか、生産者自らがGAP※38の考え方を実践できるよう指導し、各作目の生産性・安全性の向上や一層のブランド化を促進します。

②地域特性や消費者ニーズに即した新品種の導入・産地化を促進します。

③農業の6次産業化※39を進めるため、推進組織等への支援を行い、既存加工食品・郷土料理等の生産拡大・ブランド化や、新たな加工食品・郷土料理等の開発を促進します。

#### 4-1-4 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進

食の安全・安心と消費者の信頼の確保、環境保全に向け、農業関連廃棄物の適正処理・リサイクル、農薬の適正使用等を促進します。

#### 4-1-5 消費の拡大に向けた取り組みの推進

①道の駅「ろくのへ」において、各種イベントやPR活動等を展開し、農産物販売体制の一層の充実を進めるとともに、地産地消を促進します。

②学校給食への地場農産物の提供体制の充実や、地場農産物を使った料理講習会の開催等により、地産地消を促します。

③様々な情報媒体を活用し、全国に向けた農産物のPR活動の展開に努めるとともに、大消費地での出展活動やイベントの展開等を促します。

#### 4-1-6 適正な森林整備の促進

①森林所有者の合意形成を図り、森林組合を中心とする施業主体とともに合理的な森林整備が行える体制の整備を進めます。

②森林の有する諸機能を発揮させるため、森林経営管理制度や森林環境譲与税等を活用しながら、森林整備計画に基づく森林の機能分類に沿った森林施業を促進します。

### 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
認定農業者数	人	240	250
地域計画における担い手数	人	578	590
新規就農者数（令和4年度からの累計）	人	5	10
荒廃農地・遊休農地面積	ha	4.9	0.0

※37 デジタル技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする農業。

※38 農畜産物を生産する工程で生産者が守るべき管理基準とその取り組み。

※39 第1次産業が、生産だけにとどまらず、加工品の製造・販売やサービスの提供など、第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと。

## 2 商工業



### 現状と課題

商業は、人々の日常生活を支えるだけでなく、地域のにぎわいの創出や地域住民の交流促進につながるものとして、まちづくりにとって重要な位置づけにあります。人口減少の進行やネットショッピングの普及等に伴い、全国的に既存商店街の衰退が進み、大きな問題となっています。

本町の商業活動は、犬落瀬地区を中心に展開されていますが、周辺への大型店の進出等により購買力の流出が続き、経営者の高齢化や後継者不足とも相まって、廃業する店舗が増加するなど、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

今後は、このような状況を踏まえ、商工会と連携し、経営の継続・安定化を促進していくとともに、新たな商業基盤の整備について検討していく必要があります。

一方、工業は、地域経済の発展や雇用の創出につながる重要な産業であり、地域活性化や定住・移住に大きな役割を果たしています。

本町の工業は、古くからの地場産業と金矢工業団地への誘致企業で構成されていますが、地方産業・経済が停滞する中で、既存の中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、経営の継続・安定化を促進していく必要があります。

また、金矢工業団地への企業誘致については、町の補助金制度の要件緩和や上北自動車道の全面開通によるアクセス向上のPR等を含めた誘致活動の積極的展開により、これまでの5年間で新たに4件の立地が決定しています。

今後とも、金矢工業団地のさらなる環境整備のもと、企業誘致活動を積極的に展開し、新たな企業の立地を促進していく必要があります。

## 主要施策

### 4-2-1 商工会の運営支援

商工業の活性化や地域振興に向けた各種活動の活発化に向け、商工会の運営を支援します。

### 4-2-2 商工業経営の継続・安定化と新規創業の促進

- ①商工事業所の経営の継続・安定化に向け、町と県の連携融資制度をはじめ、県の融資制度等の周知と活用促進に努めます。
- ②新規創業・起業の促進に向け、町の「創業支援事業」をはじめ、県の創業・起業支援制度やセミナー、相談会等の周知と活用促進に努めます。

### 4-2-3 新たな商業基盤の整備検討

新たな商業・集客空間の創出に向け、商業基盤の整備について検討していきます。

### 4-2-4 企業誘致の推進

金矢工業団地について、県等関係機関と連携し、アクセス道路の整備など企業ニーズに即した環境整備、優遇措置の見直し等を検討しながら、企業誘致活動を積極的に展開し、新規企業の立地を促進します。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
商工会と連携した事業数（年間）	件	1	2
金矢工業団地分譲率	%	54.8	70.0
創業支援事業を活用した起業数（累計）	件	2	8

### 3 観光・交流



#### 現状と課題

わが国の観光は、コロナ禍による低迷からほぼ回復しており、特に、インバウンドの数は過去最多を更新しています。

本町は、奥入瀬川に代表される水と緑の豊かな自然に囲まれています。史跡や景勝地などの目立った観光資源は見当たりません。観光客などが町を訪れるのは、道の駅「ろくのへ」、舘野公園、温泉施設、ゴルフ場、場外車券販売所と、六戸秋まつりやメイプルタウンフェスタといった祭り・イベントが中心となっています。

また、食の交流を創出する潜在力を秘めた農産物などの食資源があるものの、プロモーション体制が十分ではなく、これらの魅力を効果的に発信しきれていない状況です。

令和5年の青森県観光入込客統計によると、本町の観光客数は143,108人で、ここ数年は増加傾向にあるものの、コロナ禍以前の状況(令和元年・149,123人)には回復していません。

今後は、このような現状を踏まえるとともに、観光・交流の振興による地域経済の活性化、観光・交流から定住・移住への展開といった視点に立ち、既存観光・交流資源の魅力化や、本町の特性に即した新たな観光・交流機能の掘り起こしなどを進めていく必要があります。



六戸秋まつり

## 主要施策

### 4-3-1 観光協会の運営支援

観光・交流の振興に向けた各種活動の活発化に向け、観光協会の運営を支援します。

### 4-3-2 道の駅「ろくのへ」の充実

道の駅「ろくのへ」について、本町の観光・交流拠点として、集客力を高めるための方策を検討し、運営体制の充実から施設の整備まで、ソフト・ハードの両面からの機能強化・魅力化を進めていきます。

### 4-3-3 地域特性を生かした観光・交流機能の強化

- ①豊かな自然や舘野公園等を生かし、キャンプやグランピング、体験ツアーなどの観光・交流事業の企画・実施を図ります。
- ②町内飲食店において、本町ならではの「食」の提供を促進するなど、「食」をテーマとした観光・交流事業の創出を図ります。
- ③観光客や交流人口の拡大に向け、温泉施設の宿泊券やゴルフ場のプレー券等をふるさと納税の返礼品として活用します。

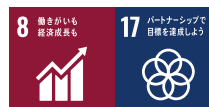
### 4-3-4 物産の振興

- ①町内で生産される品質評価の高い農産物等を中心に、営業・販売を強化します。
- ②新商品の開発に取り組むとともに、催事やイベント等で積極的な売り込みを行います。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
道の駅ろくのへ利用客数	人	128,962	150,000
メイプルタウンフェスタ来場者数	人	23,000	23,000
秋まつり来場者数	人	19,800	20,000

## 4 雇用対策



### 現状と課題

わが国の雇用情勢は、コロナ禍による一時的な悪化を経て、近年は回復基調にあります。完全な回復したとはいえません。

ハローワーク三沢管内においても、求人数は増加傾向にあり、雇用情勢は回復してきていますが、若者の地元定着率が依然として低く、都市部への流出が課題となっているほか、求職者の希望と事業者の求人内容が合致しない雇用のミスマッチも生じています。

本町においても、少子化や若者の町外への流出により町内の労働人口が減少傾向にあるうえ、雇用機会の不足や雇用のミスマッチといった問題がみられます。

このため、若者が定着するまちづくり、一度町外に出てもまた戻って来るまちづくりを目指し、本計画に掲げる産業振興施策の推進により雇用の場を確保するほか、関係機関と連携し、若者をはじめとする町民の地元雇用や、魅力ある職場環境づくりに向けた取り組みを進めていく必要があります。



金矢工業団地企業一覧

## 主要施策

### 4-4-1 町民の地元雇用の促進

- ①若者をはじめとする町民の地元就職やU・I・Jターン※40を促進するため、県やハローワーク三沢、三沢地区雇用対策協議会等の関係機関と連携し、就職に関する情報提供や説明会・セミナー等の開催、地元事業所への積極的・継続的な働きかけ等を行います。
- ②JA等と連携し、求職者と人手不足に悩む農業経営体とのマッチングに向けた取り組みを行います。
- ③若者の町内就職の促進や職場定着率の向上を図るとともに、中小企業の労働環境や福利厚生面の改善等を支援する若年者雇用奨励金の周知と活用促進に努めます。

### 4-4-2 魅力ある職場環境づくりの促進

若者や女性にも選ばれる、働きがいがあり、働きやすい、魅力ある職場環境づくりに向け、町内事業所に対し、働き方改革・職場改革に関する啓発活動・情報提供を推進します。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
雇用・就労環境に関する情報発信の回数	回	33	50

※40 Uターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。Iターンは出身地にかかわらず住みたい地域へ移り住むこと。Jターンは出身地から地域外へ出た後に出身地以外の近隣地へ戻ること。

## 第5章

# 定住と交流を支える基盤が整った六戸

## 1 土地利用



### 現状と課題

地域の自然的・社会的・経済的・文化的条件等に応じ、土地を適正に利用・管理していくことが必要です。

本町は、青森県の東南部に位置する総面積83.89km<sup>2</sup>のまちで、台地と平野が大部分占めており、奥入瀬川が町の南部を東西に流れ、その流域には農地が広がっています。

また、本町では、町全域が都市計画区域に指定されており、このうち約5%にあたる431.0haに住居系を中心とした用途地域指定が行われています。

土地利用の状況をみると、農用地と森林・原野が総面積の8割近くを占め、自然的土地利用が大半を占めていますが、近年は農用地から宅地等への転換が進み、都市的土地利用面積が増加していく傾向にあります。

このような中、農業の振興に向け、減少しつつある農地の保全・活用、集積に努めるとともに、環境保全の重要性が高まる中、優れた自然環境・景観や森林の保全に努めることが求められています。しかし、一方では、便利で快適な市街地環境の形成をはじめ、定住・移住の促進や交流人口の増加を見据えた都市的な土地利用を進めていくことも大きな課題となっています。

このため、今後は、長期的・広域的な視点に立ち、土地利用関連計画等の総合調整を図りながら、全町的な土地利用の方向性を明確化し、これに基づく適正な土地利用への誘導を進めていく必要があります。

## 主要施策

### 5-1-1 土地利用関連計画の総合調整

計画的な土地利用を町一体となって推進するため、社会・経済情勢の変化や町民ニーズの動向等を踏まえ、必要に応じて、国土利用計画、農業振興地域整備計画などの土地利用関連計画の見直しを行います。

### 5-1-2 適正な土地利用への誘導

国土利用計画法をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、景観法及び青森県景観条例等の周知と適切な運用により、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導を図ります。



総合運動公園

## 2 道路・交通網



### 現状と課題

道路・交通網は、人々の便利で快適・安全な暮らしや活力ある産業・経済活動を支える基盤であり、地域の発展にとって極めて重要な役割を果たしています。

本町は、八戸・三沢・十和田三市を結ぶトライアングルのほぼ真ん中に位置し、広域的な幹線道路として、国道45号をはじめ、主要地方道4路線、一般県道5路線が走り、八戸駅や三沢空港などへのアクセスに恵まれています。

また、令和4年度に、上北自動車道が全線開通し、広域的なアクセスが大幅に向上しています。

本町ではこれまで、これら国・県道の整備促進をはじめ、町道網の整備を計画的に推進し、利便性の高い道路網が形成されていますが、交通量の増加や高齢化が進む中、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められているほか、高速交通網へのアクセスの一層の向上や南北地域間の連携強化など、将来動向を的確に見据えた道路網の整備が求められています。

一方、本町の公共交通は、民間の路線バスと町が運行する町民バスがあり、これまで、路線バスの運行費補助を行い、その維持・確保に努めてきたほか、町民ニーズに応じた町民バスの運行に努めてきました。

これら公共交通は、通勤、通学、買物をはじめ、町民の日常生活にとって極めて重要な交通手段であり、特に高齢者や学生などマイカーを持たない町民にとっては必要不可欠なものであることから、今後は、路線バスの維持・確保、これを含めた本町の公共交通のあり方の検討を行い、持続可能な地域公共交通体系の構築を進めていく必要があります。

## 主要施策

### 5-2-1 国・県道等の整備促進

- ① 関係自治体と協調し、国道45号の4車線化を関係機関に働きかけます。
- ② 県道三沢十和田線の改良と歩道拡幅、県道三沢七戸線の架橋の早期完成など、各県道の整備を関係機関に働きかけます。
- ③ 都市計画道路の犬落瀬中央線について、関係機関と協議しながら、整備促進に努めます。

### 5-2-2 町道及び橋梁の整備・維持管理の推進

- ① 町民ニーズや必要性等を考慮しながら、幹線町道から身近な生活道路に至る町道網の整備及び維持補修を計画的・効率的に推進します。
- ② 町民の道づくりに関する意識の高揚を図りながら、町民参画・協働による道路の維持管理や沿道環境・景観の保全を促進します。
- ③ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の定期的な点検・調査、予防保全的な補修等を行い、長寿命化を図ります。

### 5-2-3 除排雪体制の充実

関係機関との連携や町民との協働のもと、除排雪体制の充実を進め、冬期間の交通及び安全性の確保に努めます。

### 5-2-4 公共交通の充実

- ① 路線バスについて、今後とも生活交通路線として維持されるよう運行費補助を行うとともに、利用促進に努めながら、必要に応じて利便性の高いダイヤ再編をバス事業者に働きかけます。
- ② 町民や交通事業者等と協働し、本町の公共交通のあり方についての検討や計画の策定を行い、持続可能な地域公共交通体系の構築を段階的に進めていきます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
町道舗装率	%	52.8	53.5

## 3 デジタル化



### 現状と課題

近年、あらゆる分野において、デジタル化による変革、いわゆるDXが急速に進展し、AIやRPAなどのデジタル技術を活用した業務やサービスの向上などが進んでいます。

本町ではこれまで、事務の効率化に向けた各種システムの導入・更新をはじめ、行政手続きのオンライン化に向けた環境整備、セキュリティ対策の推進など、電子自治体の構築に向けた各種の取り組みを進めてきたほか、国の方針に基づき、基幹業務システムの標準化・共通化に取り組んでいます。

しかし、これらの取り組みは、それぞれの分野・業務における対応が中心となっており、全庁的・一体的なデジタル化の推進状況は十分とはいえない状況にあります。

今後は、このような状況を踏まえ、行政における業務の一層の効率化に向け、また、町民一人ひとりがデジタル化のメリットを享受し、便利で幸せに暮らせるよう、行政と町民生活・地域社会の両方のデジタル化を積極的に進めていく必要があります。



スマートフォン教室

## 主要施策

### 5-3-1 行政のデジタル化の推進

- ①行政のデジタル化を推進する体制の充実に向け、デジタル社会に即した組織・機構の構築やデジタル人財の確保・育成、B P R※41の徹底を進めます。
- ②町民の利便性の向上に向け、支払いのキャッシュレス化やオンライン申請の充実、書かない窓口の整備を検討します。
- ③行政機能の高度化・効率化に向け、A I等の導入について検討・推進します。
- ④サイバー攻撃等による問題の発生を防ぐため、セキュリティ対策の徹底を図ります。

### 5-3-2 町民生活・地域社会のデジタル化の推進

- ①町民一人ひとりがデジタル化のメリットを享受することができるよう、民間企業等との共催によるスマートフォン教室の実施をはじめ、デジタルデバイド※42対策を推進します。
- ②便利で公平・公正な社会づくりに向け、マイナンバーカードの普及促進に努めます。
- ③地域活性化や町民生活の向上に向け、産業分野や教育分野、防災分野をはじめ、幅広い分野におけるさらなるデジタル化を推進します。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
A Iを活用した業務件数	件	0	10
電子申請対応業務数	業務	2	10

※41 Business Process Re-engineeringの略。業務フローを見直し、最適化すること。

※42 デジタル技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。

## 4 住宅、定住・移住



### 現状と課題

住民の定住促進を図るとともに、他地域からの移住を促すためには、快適で安全・安心な住宅の確保が最も重要な条件の一つといえます。

本町では、現在、ひばりヶ丘団地、舘野団地、桜ヶ丘団地の3団地64戸の町営住宅を管理・運営しており、ひばりヶ丘団地と舘野団地は、バリアフリー型、新耐震基準への適合などが特徴となっていますが、桜ヶ丘団地については、現在、入居が1戸であり、退去後に用途廃止とする予定です。

本町ではこれまで、令和元年度に見直した公営住宅等長寿命化計画に基づき、住宅の長寿命化を進めてきましたが、今後とも、本計画に基づき、予防保全的な修繕を行い、適切な状態を維持していく必要があります。

一方、本町では、空き家が増加する中、令和2年度に策定した空家等対策計画に基づき、空き家の適切な管理等の促進や老朽危険空き家を除却<sup>※43</sup>する人に除却費の一部を補助していますが、今後とも、良好な生活環境の保全に向け、これらの取り組みを継続していく必要があります。

また、本町では、小松ヶ丘地区における民間の宅地開発分譲に伴い、人口は微増傾向で推移し、近年では、六戸学園近辺のたての台団地に新築住宅を構える世帯も増加傾向にあります。しかし、依然として町全体の人口維持・増加対策が大きな課題となっています。

このため、既存の定住・移住施策を見直し、「住みたくなる環境づくり」と「持続的な人口増加」という二つの課題達成を目指した有効な取り組みを進めていく必要があります。

また、空き家を活用した定住・移住の促進に向け、空き家バンクによる空き家情報の収集・提供を行うとともに、空き家をリフォームする人に工事費の一部を補助してきました。

今後とも、地方創生に向け、定住・移住の促進に向けた取り組みや結婚を支援する取り組みを積極的に進めていく必要があります。

※43 解体及び撤去。

## 主要施策

### 5-4-1 町営住宅の長寿命化

町営住宅について、公営住宅等長寿命計画に基づき、定期点検等を実施するとともに、その結果を踏まえて適切な修繕を行い、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。

### 5-4-2 空き家の適切な管理等の促進

良好な生活環境の保全に向け、空家等対策計画に基づき、空き家等の適切な管理依頼、特定空家等<sup>※44</sup>に対する助言・指導や勧告等を行うとともに、老朽危険空き家の除却に関する補助制度の周知と活用促進に努めます。

### 5-4-3 総合的な定住・移住対策の推進

- ① 県と町が共同し、東京圏からの移住者で一定の要件を満たした人に支援金を支給する「あおり移住支援事業」の周知と活用促進に努めます。
- ② 空き家を活用した定住・移住を促進するため、空き家バンクの充実を図ります。
- ③ 定住・移住希望者が気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図ります。
- ④ 「六戸学園」という優れた教育資源を生かし、見学・体験や相談をはじめ、「教育移住」のための仕組みづくりについて検討・推進します。
- ⑤ 定住・移住希望者や関係人口を掘り起こすため、様々な情報媒体・機会を活用し、効果的・戦略的な情報発信・プロモーション活動<sup>※45</sup>を推進します。

### 5-4-4 結婚を希望する男女の支援

広域的連携による婚活イベントの企画・開催、あおりマッチングシステム「A I (あいであう)」の周知と活用促進など、結婚を希望する男女の支援に向けた取り組みを推進します。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
新耐震基準に適合した町営住宅の割合	%	98.4	100.0
移住・定住イベントの開催(参加)件数	件	2	4

※44 適切な維持管理が行われず、周辺へ様々な影響を与えることが懸念される空き家。

※45 販売促進活動。この場合、町の魅力を広く発信し、町を売り込む活動のこと。

## 第6章

## 力を合わせてつくる自律する六戸

## 1 男女共同参画



## 現状と課題

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことをいいます。

わが国では、令和7年度に、すべての人々の多様な幸せ (well-being) や、ジェンダー※46平等と多様性の尊重等を重視した第6次男女共同参画基本計画を策定しました。

本町では、令和3年度に策定した男女共同参画推進計画(第2期)に基づき、意識改革の推進や各種審議会等の委員への女性の登用をはじめ、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。

このような中、男女共同参画に関する意識は徐々に根付き始めていますが、性別による固定的な役割分担意識が依然として残っているほか、男女が平等に活動できる社会環境の整備についても十分とはいえない状況です。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果と課題、国の第6次男女共同参画基本計画等を踏まえ、男女共同参画推進計画の見直しを行うとともに、これに基づき、ジェンダー平等や多様性の尊重に向けた意識改革の一層の推進や政策・方針を決定する場への男女の平等な参画促進をはじめ、幅広い分野への男女の参画を促す具体的な取り組みを進めていく必要があります。

※46 社会的性別。社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」等の男女の別。

## 主要施策

### 6-1-1 男女共同参画に関する指針の見直し

本町の実情に即した男女共同参画の取り組みを総合的・計画的に進めるため、計画の進捗状況や国・県の動向等を踏まえ、男女共同参画推進計画の見直しを行います。

### 6-1-2 男女共同参画に関する意識改革の推進

性別による固定的な役割分担意識の解消、ジェンダー平等や多様な性を認め合う意識の醸成に向け、広報・啓発活動や教育活動を推進します。

### 6-1-3 男女共同参画の社会環境づくり

- ①政策・方針を決定する場への男女の平等な参画を促進するため、審議会・委員会等への女性の積極的な登用に努めます。
- ②女性の能力向上及びリーダーの育成に向け、学習機会の提供に努めます。
- ③ワーク・ライフ・バランス※47の実現を支援するため、町内事業所に対し、安心して出産・子育てができる職場環境づくりをはじめ、働き方改革・職場改革に関する啓発活動・情報提供を推進します。
- ④DV※48や性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどのジェンダーに基づく暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、広報・啓発活動の推進や相談体制の充実に努めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
広報紙等による男女共同参画に関する啓発回数	回	1	10
審議会等委員への女性の登用率	%	12.8	20.0

※47 仕事と生活の調和。

※48 配偶者・パートナーからの暴力。

## 2 コミュニティ



### 現状と課題

全国的にコミュニティ活動への参加者の減少や地域自治組織への加入率の低下が問題となっていますが、各地で想定外の自然災害が相次いで発生する中、また地域における生活課題がますます複雑・多様化する中、身近な地域で支え合いながらともに生きていくことの重要性が再認識されてきています。

本町では、地区ごとに町内会が組織されており、環境美化活動や文化活動をはじめ、様々な活動が展開されているほか、一部の地区単位でも運動会の開催などの活動が行われています。

これまで、活動拠点である公民館等の施設・設備の整備を支援するとともに、伝統文化の継承や新たな地域文化の育成、地域内交流を図るイベント活動の展開など、町内会等が自ら企画・実施する活動を支援する「ふれあいの郷づくり事業」や、町民の自主的なまちづくり活動を支援する「まちづくり町民活動支援事業」を行い、コミュニティ活動の活性化に努めてきました。

しかし、本町においても、町内会への加入率の低下や若者を中心とする無関心層の増加といった問題がみられ、全体的に活動が停滞傾向にあります。

このため、今後は、将来にわたって持続可能なコミュニティ活動が行われ、自律する地域づくりが進められるよう、ハード・ソフトの両面からの支援を進めていく必要があります。

## 主要施策

### 6-2-1 コミュニティに関する啓発等の推進

コミュニティの重要性に関する啓発活動や他自治体の事例など参考となる情報の収集・提供を行い、町民の自治意識の高揚と、町内会未加入者の加入促進に努めます。

### 6-2-2 コミュニティ施設の整備支援

活動しやすい環境づくりに向け、活動拠点である公民館等の施設の改修や設備の整備を支援します。

### 6-2-3 コミュニティ活動の活性化支援

- ①職員の意識啓発や参加しやすい体制の構築を進め、職員のコミュニティ活動への積極的な参加を促進します。
- ②「ふれあいの郷づくり事業」の一層の周知と活用を促し、町内会等が自ら企画・実施する多様な活動を支援します。
- ③「まちづくり町民活動支援事業」を推進し、地域コミュニティの活性化及び自主的な地域づくりの促進を図ります。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
地域公民館新築等地区数	地区	0	1
「ふれあいの郷づくり事業」認定団体数	団体	9	12
「まちづくり町民活動支援事業」認定団体数	団体	5	6
地域コミュニティ活性化セミナー参加団体数	団体	—	25

### 3 町民参画・協働



#### 現状と課題

限られた財源や人的資源を有効に活用し、自律可能・持続可能な地方自治体をつくり上げていくためには、住民をはじめとする地域における多様な主体と行政とが、ともに役割と責任を担い、協働してまちづくりを進めていくことが必要不可欠であり、そのためには、情報の共有化を進めながら、新たな関係を築いていくことが重要です。

本町では、「広報ろくのへ」やホームページ、SNS、行政連絡員制度、町長との対話集会などを通じた広報・広聴活動を行い、町民への情報提供や町民の意見・要望の反映に努めています。

また、町民への説明責任を果たし、開かれた町政を推進するため、情報の公開に努めているほか、審議会やまちづくり委員会の設置、アンケート調査の実施、パブリックコメントの実施等を通じ、町の計画づくりへの町民参画・協働の促進に努めています。

しかし、町民が主体的にまちづくりに参画・協働するための環境整備はまだ十分とはいええず、今後は、これまでの取り組みをさらに充実・発展させながら、町民と行政との情報・意識の共有化や多様な分野における新たな関係の構築に向けた取り組みを一層積極的に進めていく必要があります。



町長との対話集会

## 主要施策

### 6-3-1 協働に関する啓発の推進

協働のまちづくりを進めるため、広報・啓発活動の推進や研修会の開催等を通じ、町民及び職員の協働に関する意識啓発に努めます。

### 6-3-2 広報・広聴活動の充実

町民と行政との情報・意識の共有化を一層進めるため、広報紙やホームページ、SNS、行政連絡員制度、町長との対話集会などを通じた広報・広聴活動の充実に努めるほか、広聴活動については、新たな取り組みを検討・推進します。

### 6-3-3 情報公開に関する体制の充実

町民参加による公正で開かれた町政を推進するため、適切な文書管理など、情報公開に関する体制の充実に努めます。

### 6-3-4 政策形成への参画・協働の促進

町の各種計画づくりやその評価・見直し等にあたって、審議会や委員会の委員の公募、アンケート調査の実施、パブリックコメントの実施等を行い、町の政策形成への町民の参画・協働を促進します。

### 6-3-5 公共サービスの提供等への参画・協働の促進

多様な主体がともに公共を担うまちづくりを進めるため、公共施設の整備・管理や公共サービスの提供、町の事務事業等への町民団体・民間企業等の参画・協働を促進します。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
ホームページ閲覧件数(月平均)	件	15,000	20,000
公式LINE登録者数	人	—	1,000
町民団体等による自主的な活動のための相談件数	件	2	3

## 4 自治体経営



### 現状と課題

人口減少の進行や産業・経済の停滞等に伴い、地方自治体の経営環境が厳しさを増す中、これからの地方自治体には、自らの未来を自ら考え、自ら実行していくことができる行財政能力が一層強く求められます。

本町ではこれまで、厳しさを増す経営環境を踏まえ、行財政改革を積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、本町の財政状況は、歳入面では、自主財源の柱である町税収入については各税目とも大幅な増収は見込めず、今後も景気の動向に左右される状況に変わりはなく、町税総額の減少が予想されます。また、歳出面では、介護保険・後期高齢者医療をはじめとする社会保障制度に要する費用、町有施設の維持管理経費などの経常的経費の増加などが進み、今後も非常に厳しい状況が続くことが見込まれます。

このような状況の中、自律可能・持続可能な自治体経営を進めていくためには、行財政全般について常に点検・評価し、さらなる改革を進めていく必要があります。また、その一環として、財源の確保や財政負担の軽減に向け、公共施設の総合的・計画的な管理やふるさと納税の有効活用を進めていく必要があります。

また、広域行政については、十和田地域広域事務組合や上十三・十和田湖定住自立圏<sup>※49</sup>による取り組みを行っていますが、町民サービスの向上と効率的な自治体経営に向け、今後とも周辺自治体との連携を強化し、各種の広域施策・連携事業を積極的に推進していく必要があります。

### 主要施策

#### 6-4-1 事務事業の見直し

事務事業の点検・評価を行い、その再編及び整理・合理化、民間委託等を推進します。

#### 6-4-2 組織・機構の再編

複雑・多様化する行政ニーズに的確かつ迅速に対応するため、簡素で効率的な組織・機構への再編を適宜行います。

#### 6-4-3 定員管理及び給与の適正化

数値目標に基づき、職員の定員管理及び給与の適正化を図ります。

※49 定住自立圏とは、圏域の中心市と連携町村が協定を結び、相互に役割分担し、生活機能の確保や地域住民の利便性向上など、圏域全体の活性化を図ることを目的とした広域行政の取り組みであり、上十三・十和田湖広域定住自立圏では、平成24年度に、中心市である十和田市・三沢市と圏域8町村(秋田県小坂町を含む)が協定を結び、今後の取り組みを示した共生ビジョンを策定し、各種連携事業を行っている。

#### 6-4-4 職員の能力向上

職員研修の充実や人事評価制度の活用等により、職員の能力向上を図ります。

#### 6-4-5 健全な財政運営の推進

- ①各種調査から得られた財政指標を比較分析し、財政規律の確保につなげます。
- ②町の資産や負債の情報を“見える化”するとともに、公共施設等のマネジメントへの活用を図ります。
- ③後年度負担への備えとして、基金の積立を行うとともに、後年度負担と世代間負担の公平化に留意した町債残高の調整を行い、財政基盤の強化を図ります。
- ④未活用財産の貸付・売却を進め、有効的な活用と財源の確保に努めます。
- ⑤自主財源の柱である町税等の確保にあたっては、キャッシュレス納付の実施など徴収体制の充実や滞納対策の強化等を図り、収納率の向上に努めます。
- ⑥受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料の見直しを適宜行います。

#### 6-4-6 公共施設等の総合的な管理の推進

財政負担の軽減及び施設の適正配置を図るため、公共施設等総合管理計画の見直しを行い、これに基づく公共施設等の総合的な管理を推進します。

#### 6-4-7 ふるさと納税の有効活用

ふるさと納税や企業版ふるさと納税について、受入件数の増加に向けた取り組みを進め、まちづくりの財源として有効に活用していくとともに、関係人口の増加につなげていきます。

#### 6-4-8 広域行政の推進

- ①周辺自治体と連携し、十和田地域広域事務組合等の一部事務組合による広域施策・共同事業の効率的な推進に努めます。
- ②十和田市・三沢市と圏域8町村が連携して持続可能な圏域づくりを進めるため、上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョンに基づき、また適宜見直しを行いながら、各種連携事業を積極的に推進します。

### 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
職員研修実施回数	回	1	2
経常収支比率	%	84.0	91.0
実質公債費比率	%	7.7	17.0
町税収納率	%	98.7	98.8
ふるさと納税受入件数	件	500	10,000